

県営林道事業に係る用地測量調査業務委託費積算歩掛（公表用）

1 適用の範囲

県営林道事業に係る用地測量調査業務を委託に付する場合
但し、山のみち地域づくり計画に基づく林道事業を除く。

2 用地測量調査

(1) 用地実測製図の作成

地役権設定登記に必要な事項を記載した 1 筆毎の用地実測製図、地形図及び土地調査書を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.25	0.25	内業
測量技師補	1.0	2.50	2.50	内業

(2) 用地平面図（公開図）の作成

個人情報保護に配慮した用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.11	0.11	内業
測量技師補	1.0	0.19	0.19	内業
測量助手	1.0	0.19	0.19	内業

縮尺による変化率

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

(3) 用地平面図（個別図）の作成

1 筆毎の用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.15	0.15	内業
測量技師補	1.0	0.27	0.27	内業
測量助手	1.0	0.27	0.27	内業

3 用地調査等

物件調査のうち、建物調査積算について「調査」と「積算」を分離発注する場合の業務費の積算は下記のとおり行うものとする。（平成 5 年 3 月 22 日建東一用第 63 号 用地第一課長通知に基づく運用）

(1) 建物の積算のみ発注する場合の歩掛補正

建物積算歩掛に建物調査外業の歩掛の 20% 及び建物調査内業（図面等）の歩掛の 10% を加算し業務費を積算するものとする。

(2) 建物の調査のみ発注する場合の歩掛補正

建物調査内業（図面等）の歩掛に「成果品、整理、製本他」として、技師 D 「0.12」を計上し業務費を積算するものとする。

平成 25 年 5 月 1 日以降適用

4 用地調査等業務費積算基準

「用地調査等業務費積算基準」（東北地方整備局・平成 25 年 4 月 1 日）を適用